

# 年間スケジュール

募集は年1回で、スケジュールは次のとおりとなっています。なお、状況によって時期が前後する場合がありますので、予め、ふくい産業支援センターのホームページを確認いただくか、お問い合わせください。

項目	時期
事業説明会	今年度は行いません。(個別相談対応可)
募集期間	6月1日～7月10日
ヒアリング調査、審査	7月上旬～8月下旬
交付決定	8月下旬～9月上旬

# 福井県制度融資のご案内

「新分野展開スタートアップ支援事業」に基づく助成事業を実施する場合に、県の制度融資が利用できます。

## 産業活性化支援資金（新事業展開等支援分）

融資対象者	「新分野展開スタートアップ支援事業」に基づく助成事業を実施する中小企業者等
資金用途	交付決定を受けた事業計画に基づく設備資金・運転資金
融資限度額	8,000万円（設備・運転）
期間	設備資金 15年以内（据置1年以内を含む） 運転資金 7年以内（据置1年以内を含む）
利率	融資期間 10年以内 年 1.30%以下（保証付き 年 1.00%以下） 融資期間 10年超 年 1.70%以下（保証付き 年 1.40%以下） ※信用保証料1/2補給（中小企業者の方に限る） ※金利は令和2年4月1日現在の利率です。 ただし、金利については変更となる場合がございますので、詳細につきましては、取扱金融機関にお問い合わせください。
担保・保証人	取扱金融機関または保証協会の定めるところによる。
申込先	(公財) ふくい産業支援センター
取扱金融機関	県内の福井・福邦の各銀行、各信用金庫、商工中金、みずほ・三菱 UFJ・三井住友・北陸・北國の各銀行、福井県信連

「新分野展開スタートアップ支援事業」に関するお問合せはこちらまで・・・

**fisc** 公益財団法人 ふくい産業支援センター 販路・資金支援部  
Fukui Industrial Support Center

〒910-0296  
福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16（福井県産業情報センタービル 3階）  
TEL: 0776-67-7406 FAX: 0776-67-7429  
URL: <http://www.fisc.jp/> E-mail: [f-fund@fisc.jp](mailto:f-fund@fisc.jp)  
※Web サイトでも、事業概要や過去の採択状況などが確認できます。

2020.05

# 新たな事業への 挑戦を応援します!!

ふるさと企業育成ファンド

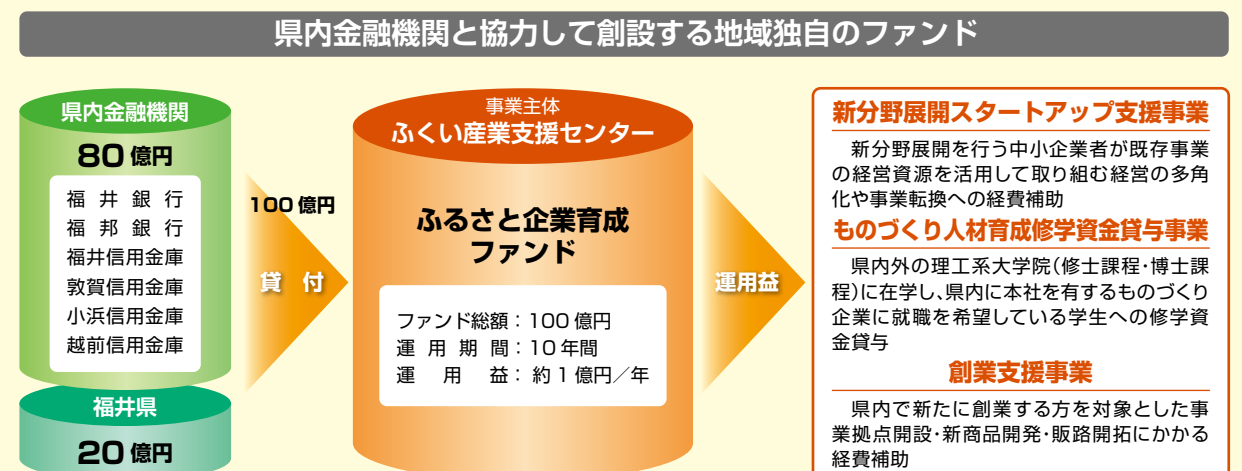
## 新分野展開スタートアップ支援事業助成金

令和2年度(2020年度)概要

### ふるさと企業育成ファンドとは

ふるさと産業の元気再生を図ることを目的として、県内金融機関と県が協力して「ふるさと企業育成ファンド」を創設し、県内中小企業の新分野展開を支援する「新分野展開スタートアップ支援事業」と県内で新たに創業する中小企業者を支援する「創業支援事業」、県内企業への技術系人材の就職を促進する「ものづくり人材育成修学資金貸与事業」の3つの事業を実施しています。

#### 「ふるさと企業育成ファンド」の体系



応募様式のダウンロードや交付要領、最新の情報は、ふくい産業支援センターのホームページでご確認ください。

新分野展開スタートアップ

検索

**fisc** 公益財団法人 ふくい産業支援センター  
Fukui Industrial Support Center



# 新分野展開スタートアップ支援事業とは

自社の既存の技術やサービスなどを活かして、これまでとは異なる新しい分野へのビジネス展開（経営の多角化・事業転換）に取り組む場合に、新商品・新サービスの開発や設備投資、販路開拓等に必要費用の一部を助成する事業です。事業計画作成から地元の金融機関、商工会議所・商工会に積極的に関わっていただき、ふくい産業支援センターも加わり、事業計画の達成に向けたサポートを行います。

## 新分野展開とは

◆ 日本標準産業分類の細分類以上が異なる新分野に進出する事業計画

新しい分野への展開事例としては・・・

- 卸・小売業から製造業への展開
- 建設業から建設機械卸売業への展開
- 眼鏡製造業から医療用品製造業への展開 　　などです。

◆ 日本標準産業分類が同じ場合は、新たな用途開発、技術・性能面での著しい向上により事業対象領域を拡大できるような新規性の高い取り組みを行う事業計画

## 助成金の特徴

### ① 対象経費が広範

市場調査などのソフト面から設備購入などのハード面まで、県が実施するほかの助成金に比べて助成対象となる経費の範囲が広がっています。（※一部対象とならない経費もあります）

### ② 高い助成率と助成額

県の助成金の中でも助成率（2/3）・助成限度額（1,000万円）という高いレベルの助成金です。

### ③ 支援機関によるフォローアップ

事業開始後5年間にわたり、地元の金融機関、商工会議所・商工会、産業支援センターがフォローアップを実施します。

## 助成対象者の要件

福井県内に主たる事業所を有し、1年間以上の事業実績があり、過去3年間の平均または前事業年度の売上額が年間10億円未満の中小企業者等

※中小企業者等とは以下になります。

- 中小企業者（ただし、「みなし大企業」は除きます。）
- 事業協同組合
- 個人事業者

※既存企業が新分野展開を行うために新たに企業を設立した場合も含まれます。

過去3年間に下記の補助金等を受けた方は助成対象外となります。

### 【福井県産業労働部が所管する補助金等】

- 新分野展開スタートアップ支援事業助成金
- 創業支援事業助成金
- おもてなし商業エリア創出事業【ハード整備等】（個店改修支援分）補助金
- ふるさと企業経営承継円滑化事業（事業改善型、事業創継・再編統合型）助成金
- ふくいの逸品創造ファンド助成金
- 将来のふくいを牽引する技術開発支援事業補助金
- 産学官金連携技術革新推進事業補助金
- ふくいの老舗企業チャレンジ応援事業助成金
- おもてなし産業魅力向上支援事業助成金
- 繊維企業連携新素材開発等支援事業補助金
- Uターン移住創業支援事業助成金
- ふくいの老舗逸品承継発展事業助成金

※新たな補助金などができた場合には変更になる可能性があります。

# 助成事業の内容

## 助成対象事業の要件

既存事業の経営資源を活用して経営の多角化や事業転換を行う取り組み

※具体的には、産業分類（細分類以上）が異なる新しい分野への進出や、技術、用途、性能等において従来とは異なる分野に進出しようとする取り組みを言います。

- ▶ 新商品、新サービスの開発
- ▶ 新商品製造、新サービス提供等に要する施設・設備の整備
- ▶ 展示会・見本市・商談会への参加
- ▶ 新商品等の販路開拓のための広報 　　など

## 助成対象となる経費

経費区分	内 容	
新商品等開発費 および 販路開拓費	工具・器具・備品費	工具・器具・備品の購入、据付又は借用に要する経費
	原材料費	原材料および副資材等の購入に要する経費
	外注加工費	外注加工に要する経費
	謝金	講師謝金、専門家謝金
	旅費	講師旅費、専門家旅費、従業員旅費
	使用料・賃借料	会場借料、借料または損料
	需用費	印刷製本費、資料購入費、消耗品費、原稿料、サンプル作成費、事業の一部を委託する経費、産業財産権等取得費（弁理士等の謝金）
役務費	通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、ホームページ作成費、会場整備費	
施設・設備費	建物修繕費	既存建物の修繕に要する経費
	構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付、修繕又は借用に要する経費
	機械装置費	機械装置の購入、製造、改良、据付、修繕又は借用に要する経費

### 【助成対象とならない経費】

- グループの各企業の間取引にかかる費用
- 保証金、敷金、保険料、公租公課
- 飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
- 直接売上や利益につながる費用（販売品の原材料費、賃貸物件の改装・修繕費、HPの決済機能など）
- 土地・建物の取得費、建物の新築費用、土地に付随する工事費（外溝工事、駐車場のアスファルト舗装工事など）
- 他の経費に付帯する運搬費や送料（機械装置購入費の中の運送料など）ただし、新商品開発に伴う原材料等およびサンプルや試作品を展示会などへ出展する場合の運搬費や送料は、この限りではない
- 既存事業との区分が不可能な共通経費や諸経費など内容が不明瞭な経費
- フランチャイズ契約、代理店契約等における保証金、加盟金、契約金等
- 他の国、県、市町の補助金により、補助対象となっているもの
- その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断する経費（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容等）

## 助成率および助成限度額

助成率：2/3以内

助成額：100万円～1000万円

※事業計画（助成対象期間）は最長2年間までとなります。



ご注意ください！

※交付決定前に発注済みや支出済みの経費は助成対象経費となりません。

※助成金の支払いは原則として「補助事業期間終了後」となります。

※事業計画の作成にあたっては、**金融機関および最寄りの商工会議所、商工会にご相談ください。**

※なお、事業計画書の提出時には各機関の意見書が必要となりますので、**遅くとも募集締め切りの1週間前には必ず、各機関に相談するようにしてください。**

※新型コロナウイルスによる売上減少の影響を受けた事業者・事業継続計画（BCP）を策定している事業者・経営革新計画の承認を受けている事業者に対し、採択審査にて加点します。申請時に所定の証明書等を添付ください。（詳細はホームページをご確認ください。）